

ID: 206

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	指定工事店証の交付及び再交付
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町下水道排水設備指定工事店規程 第5条第1項及び第3項
<b>例規番号</b>	令和2年上下水道規程第5号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条及び第5条の規定による。 (指定工事店の指定)</p> <p>第3条 条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、町長はこれを指定工事店として指定するものとする。</p> <p>(1) 責任技術者が1人以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び機器を有していること。 (3) 宮城県内に営業所があること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 工事業者(法人にあつては代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 工事業者(法人にあつては代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ウ 工事業者(法人にあつては代表者)が、第20条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 エ 指定工事店が、第12条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合 オ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 カ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合</p> <p>(5) 柴田町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成18年柴田町条例第28号)第2条第1号に規定する町税等を滞納していないこと。</p> <p>2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。 (指定工事店証)</p> <p>第5条 町長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、様式第4号による下水道排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。 3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに様式第5号による申請書を町長に提出して再交付を受けなければならない。 4 指定工事店は、第12条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店証を返納しなければならない。また、第12条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。</p>	
<b>標準処理期間</b>	30日

備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日